

令和 7 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 7 年度 9 月補正予算等関係)

令和の改新戦略本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 7 年 9 月 定例会 議案説明資料目次

令和の改新戦略本部

【予算関係】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 5 号）		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書（総括）	財 政 課	3
	2 補正予算説明資料	（総括表） 総 合 統 括 課 関 西 本 部 税 務 課 デジタル改革課	7
	3 歳入歳出事項別明細書		1 2
	4 債務負担行為に関する調書	総 合 統 括 課 税 務 課	1 7

【予算関係以外】

（議 案）

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 3 号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	税 務 課	1 8

（報 告）

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について （5）特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 8 月 1 8 日専決）	税 務 課	2 1

議案第1号

令和7年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金	61,310,810	465,627	61,776,437
12 繰 入 金	19,193,190	297,130	19,490,320
13 繰 越 金	2,751,891	387,637	3,139,528
歳 入 合 計	373,862,271	1,150,394	375,012,665

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	930,132	3,000	933,132				3,000
2 総 務 費	35,025,372	29,430	35,054,802				29,430
3 民 生 費	56,482,431	274,519	56,756,950	162,510		73,925	38,084
4 衛 生 費	18,134,298	305,092	18,439,390	100,928		223,205	△ 19,041
6 農 林 水 産 業 費	27,414,591	181,689	27,596,280	85,689			96,000
7 商 工 費	12,336,090	335,066	12,671,156	110,000			225,066
8 土 木 費	50,490,276	8,000	50,498,276				8,000
10 教 育 費	64,045,692	13,598	64,059,290	6,500			7,098
歳 出 合 計	373,862,271	1,150,394	375,012,665	465,627		297,130	387,637

歳 入

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	1,078,507	58,817	1,137,324	2 医 薬 費 負 担 金	58,817	医務費負担金
計	17,037,111	58,817	17,095,928			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
3 民 生 費 国 庫 補 助 金	3,380,587	162,510	3,543,097	1 社 会 福 祉 費 補 助 金	162,510	社会福祉総務費補助金 160,000 消費者支援対策費補助金 2,510
4 衛 生 費 国 庫 補 助 金	3,417,695	42,111	3,459,806	4 医 薬 費 補 助 金	42,111	医務費補助金
6 農 林 水 産 業 費 国 庫 補 助 金	8,824,429	85,689	8,910,118	2 畜 産 業 費 補 助 金	40,619	畜産振興費補助金
				3 農 地 費 補 助 金	5,000	農地総務費補助金
				4 林 業 費 補 助 金	36,920	造林費補助金
				5 水 産 業 費 補 助 金	3,150	水産業振興費補助金
7 商 工 費 国 庫 補 助 金	699,640	110,000	809,640	1 商 業 費 補 助 金	100,000	商業振興費補助金
				2 工 鉱 業 費 補 助 金	10,000	中小企業振興費補助金
10 教 育 費 国 庫 補 助 金	1,108,559	6,500	1,115,059	7 保 健 体 育 費 補 助 金	6,500	保健体育総務費補助金
計	42,678,392	406,810	43,085,202			

12款 繰 入 金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
11 地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金 繰 入 金	2,700,032	297,130	2,997,162	1 地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金 繰 入 金	297,130	高齢者福祉費充当 73,925 医務費充当 221,082 鳥取看護専門学校費充当 621 倉吉総合看護専門学校費充当 1,502
計	18,833,810	297,130	19,130,940			

13款 繰 越 金

1項 繰 越 金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 繰 越 金	2,751,891	387,637	3,139,528	1 前 年 度 繰 越 金	387,637	
計	2,751,891	387,637	3,139,528			

歳 出

(単位:千円)

款 節 別		県 計	1款 議会費	2款 総務費	3款 民生費	4款 衛生費	5款 労働費	6款 農林 水産業費	7款 商工費
1	報 酬								
2	給 料								
3	職 員 手 当 等								
4	共 済 費								
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	報 償 費	75,632		320		69,312			6,000
8	旅 費	161		161					
	費 用 弁 償	60		60					
	普 通 旅 費								
	特 別 旅 費	101		101					
9	交 際 費								
10	需 用 費	1,800		140	1,660				
11	役 務 費								
12	委 託 料	104,032	3,000	25,710	8,045			32,277	35,000
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	99		99					
14	工 事 請 負 費	16,340			8,340				
15	原 材 料 費								
16	公有財産購入費								
17	備 品 購 入 費	2,123				2,123			
18	負担金、補助及び 交 付 金	910,431		3,000	256,474	193,881		149,412	294,066
19	扶 助 費								
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び 賠 償 金								
22	償還金、利子及び 割 引 料								
23	投資及び出資金								
24	積 立 金	39,776				39,776			
25	寄 付 金								
26	公 課 費								
27	繰 出 金								
	予 備 費								
計		1,150,394	3,000	29,430	274,519	305,092		181,689	335,066
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	465,627			162,510	100,928		85,689	110,000
	起 債								
	そ の 他	297,130			73,925	223,205			
	一 般 財 源	387,637	3,000	29,430	38,084	△ 19,041		96,000	225,066

(単位:千円)

款 節 別		8款 土木費	9款 警察費	10款 教育費	11款 災害復旧費	12款 公債費	13款 諸支出金	14款 予備費
1	報酬							
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び 退職年金							
7	報償費							
8	旅費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
9	交際費							
10	需用費							
11	役務費							
12	委託料							
13	使用料及び 賃借料							
14	工事請負費	8,000						
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費							
18	負担金、補助及び 交付金			13,598				
19	扶助費							
20	貸付金							
21	補償、補填及び 賠償							
22	償還金、利子及び 割引料							
23	投資及び出資金							
24	積立金							
25	寄付金							
26	公課費							
27	繰出金							
	予備費							
計		8,000		13,598				
財源内訳	国庫支出金			6,500				
	起債							
	その他							
	一般財源	8,000		7,098				

補正予算説明資料総括表

令和の改新戦略本部(単位:千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
関西本部	406,087	30,000	436,087				30,000	
税務課	30,822,555	17,930	30,840,485				17,930	
デジタル改革課	1,447,527	6,000	1,453,527				6,000	
合 計	86,901,748	53,930	86,955,678				53,930	
<説明(主な内容)> 【関西本部】 ・(新)大阪・関西万博レガシー継承事業(30,000千円) 【デジタル改革課】 ・(新)情報の健康による偽・誤情報対策事業(6,000千円)								

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
1 目 企画総務費

総合統括課（内線：7651）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）令和8年全国知事会議inとっとり開催事業費	0	〔債務負担行為〕 15,000	〔債務負担行為〕 15,000				〔債務負担行為〕 15,000	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：789千円（0.1人）、計：789千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

毎年全国持ち回りで開催されている夏の全国知事会議について、令和8年度は鳥取県で開催し、地方創生や少子化に果敢に立ち向かい、まんが王国や弥生遺跡、豊かな自然等を活かした本県の挑戦をアピールし、地方からこの国を一新する契機とする。

※会議の円滑な実施に向けて、本年度から準備（委託業者の選定・契約、物品購入、貸切バスの手配等）が必要であることから、債務負担行為を設定するものである。

※本県開催は、平成11年（主会場：米子コンベンションセンター）以来27年ぶりとなる。

<参考：近年の開催県>

R7:青森県、R6:福井県、R5:山梨県、R4:奈良県

2 主な事業内容

◆令和8年全国知事会議inとっとり開催日程等

期 間：令和8年7月15日（水）～17日（金）の3日間

場 所：ダイキンアレス青谷 ほか

参 加 者：約450名（各都道府県知事・随行者、政府関係者、全国知事会事務局、報道関係者等）

開催内容：（1日目）プレイベント、理事会

（2日目）全国知事会議

（3日目）全国知事会議、記者会見

内容	予算額
全国知事会議の本県開催に要する経費 ・県のPRブースの設置 （「手話の聖地 鳥取県」等の展示、県産品の展示・販売など） ・プレイベント（まんが王国とっとりや鳥取砂丘などの県内視察）で主要観光地を巡り鳥取の魅力を発信 等	15,000

※会議の開催に係る経費（会場代、設備・備品等に係る経費）は、全国知事会が負担

令和7年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

関西本部（内線：7987）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大阪・関西万博レガシー継承事業	0	30,000	30,000				30,000	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：30,789千円（0.1人）、計：30,789千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

大阪・関西万博では、関西パビリオン・鳥取県ゾーンにおいて、国内外からの来場者に、まんが王国とっとりや鳥取無限砂丘など本県の魅力を体感いただいております。加えて、SNS等を活用した情報発信も大きな話題となっています。また、万博外交として、ヨルダン館など7つのパビリオンと締結した「サンド・アライアンス」も大きな話題を集めている。これらのコンテンツや取組をフックとし、万博の記憶を今後の観光振興につなげるため、鳥取県ゾーンやサンド・アライアンスパビリオンのコンテンツ（展示物・映像等）を、万博のレガシーとして県内で展示するなど、本県の観光資源として積極活用する。

2 主な事業内容

	内容	予算額
大阪・関西万博展示物等の観光資源への活用	○鳥取県ゾーン展示物等の県内展示にかかる施設改修や「鳥取の砂」の有効活用 ○「ヨルダン館の赤い砂」など、サンド・アライアンスパビリオンの展示物等の有効活用	30,000

【参考】

- 大阪・関西万博を契機に本県への誘客につなげるため、関西パビリオンへの鳥取県ゾーンの出展や「とっとりリアル・パビリオン」による誘客促進策を進めてきた。
- 万博開幕以降、ヨルダン館など7つのパビリオンと締結した「サンド・アライアンス」が話題となっている。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
3 項 徴税費
2 目 賦課徴収費

税務課（内線：7052）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
税務システム 運用事業	〔債務負担行為〕 193,050 280,103	〔債務負担行為〕 94,930 17,930	〔債務負担行為〕 287,980 298,033				〔債務負担行為〕 94,930 17,930	
トータルコスト	補正前：294,300千円（1.8人）、補正：18,719千円（0.1人）、計：313,019千円（1.9人）							

1 事業の目的、概要

令和6年度税制改正等に伴い必要となる税務電算システムの改修を行う。

2 主な事業内容

項目	内容	予算額
法人税におけるイノベーションボックス税制の創設等 （R8.4以降の確定申告法人から適用）	法人税において、企業が行った研究開発により生じた知的財産権の譲渡や貸付に係る所得への減税措置が創設されたことに伴う法人二税申告書様式の項目修正に対応するため、必要な改修等を行う。	17,930
外形標準課税の適用対象法人の見直し等 （R9.4以降の確定申告法人から適用）	法人事業税に係る外形標準課税の対象法人について、現行の資本金1億円超の法人に加えて、一定以上の資本金等を有する法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても一定以上の資本金と資本剰余金を有するものが追加されることに伴い、必要な改修等を行う。 ※令和8年度の債務負担行為を設定	〔債務負担行為〕 94,930

【参考】改修スケジュール

令和5年12月	令和6年度税制改正大綱決定
令和5年12月～令和7年6月	システム開発元において様式改正に係るシステム改修仕様の検討
令和7年7月	システム開発元において改修仕様を確定、県へ仕様を提示
令和7年10月	契約締結
令和7年10月～令和8年3月（同年12月）	改修業務期間
令和8年4月（令和9年1月）	運用開始

※括弧内は債務負担行為分

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

2 目 計画調査費

デジタル改革課（内線：7642）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）情報の健康による偽・誤情報対策事業	0	6,000	6,000				6,000	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：6,789千円（0.1人）、計：6,789千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

SNSを含むネット空間では、本年7月に実施された参議院選挙や全国各地で発生する大規模な地震、山火事、津波、水害、万博などを契機に、偽・誤情報、真偽不明情報、なりすましSNSアカウント、心無い誹謗中傷が全国的に拡大しており、社会的混乱や風評被害、不安や怒りなどの感情に訴える扇動、詐欺や人権侵害などのリスクがこれまで以上に高まっている。

本県では、令和6年度に策定した「自治体デジタル倫理原則」に基づき、情報をバランスよく摂取する大切さを「食」に例えて、県民に分かりやすく伝える「情報の健康とっとりプロジェクト」を立ち上げた。今後、県内の学生を対象にワークショップを行う「スクールキャラバン」の実施など、情報を適切に見極めることの大切さを普及啓発する取組を本格化することとしているが、急速に高まるネット空間のリスクから幅広く県民を守るため、啓発活動をさらに強化・拡充する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
企業・団体との連携	「情報の健康とっとりプロジェクト」に賛同し、自組織の社員等への啓発に取り組む県内企業・団体を募る「鳥取県情報の健康サポート企業（仮称）」制度を新設し、働く世代への啓発を強化する。 あわせて、登録企業の推進リーダーを対象とした研修会を開催する。	220
世界的なファクトチェック大会への参加支援	県内に居住する若者が、情報の真偽を正確かつ迅速に見極める高いスキルを獲得できるよう、世界的オンラインイベント「ユースファクトチェック選手権2025」参加希望者に対し、スキル向上のための学びの場を提供する。	1,000
情報の健康をテーマとした全国フォーラムの開催	「情報の健康とっとりプロジェクト」の一環で実施する「スクールキャラバン」に参加した学生や有識者を招聘し、プロジェクトの成果発表やディスカッションを行う等、適切な情報摂取のあり方を広く伝える「情報の健康全国フォーラム（仮称）」を県内で開催し、鳥取から全国へ発信する。	2,240
メディア広報強化	本年度実施するスクールキャラバンを通じ、県内の学生とともに制作した啓発用ショート動画を活用し、SNSでのターゲティング広告やテレビCMを展開する。	2,540

【参考】情報の健康とっとりプロジェクトについて

- SNS、生成AIの普及拡大に伴い、偽・誤情報や真偽不明情報などによるネット空間におけるリスクが高まる中、県民の情報リテラシー（情報を見極める力）を高めるため、その重要性を「食」に例え分かりやすく伝えるプロジェクトを、県庁一丸となって推進するもの。
- 推進に当たっては、情報の健康の提唱者である慶應義塾大学法科大学院教授山本龍彦氏と東京大学大学院教授島海不二夫氏が共同代表を務める「情報の健康プロジェクト」と連携する。

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

款 項 目		2款 総務費					
		補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
					補正前	補正額	補正後
1	報 酬	101,257		101,257	7,975		7,975
2	給 料	740,124		740,124	74,404		74,404
3	職 員 手 当 等	445,311		445,311	42,072		42,072
4	共 済 費	278,475		278,475	27,302		27,302
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費	261,499	20	261,519	1,644	20	1,664
8	旅 費	74,436	101	74,537	12,183	101	12,284
	費用弁償	5,292		5,292	947		947
	普通旅費	64,600		64,600	10,150		10,150
	特別旅費	4,544	101	4,645	1,086	101	1,187
9	交 際 費	1,100		1,100			
10	需 用 費	197,694		197,694	11,240		11,240
	食 糧 費	4,844		4,844	1,167		1,167
	その他の需用費	192,850		192,850	10,073		10,073
11	役 務 費	264,901		264,901	88,331		88,331
12	委 託 料	1,346,663	23,710	1,370,373	787,376	5,780	793,156
13	使用料 及び 賃借料	1,190,343	99	1,190,442	1,086,700	99	1,086,799
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費	11,237		11,237	7,156		7,156
18	負担金、補助及び交付金	1,527,163		1,527,163	261,497		261,497
19	扶 助 費						
20	貸 付 金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料	30,000		30,000			
23	投資 及び 出 資 金						
24	積 立 金	375,840		375,840			
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	6,846,043	23,930	6,869,973	2,407,880	6,000	2,413,880
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	327,678		327,678	127,305		127,305
	地 方 債	23,000		23,000	23,000		23,000
	そ の 他	522,688		522,688	133,336		133,336
	一 般 財 源	5,972,677	23,930	5,996,607	2,124,239	6,000	2,130,239

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費					
		2項 企画費			3項 徴税费		
		2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後			
1	報 酬	850		850	57,177		57,177
2	給 料				313,280		313,280
3	職員手当等				185,997		185,997
4	共 済 費				121,308		121,308
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費	1,644	20	1,664	113,701		113,701
8	旅 費	9,557	101	9,658	3,821		3,821
	費用弁償	731		731	1,865		1,865
	普通旅費	7,740		7,740	1,500		1,500
	特別旅費	1,086	101	1,187	456		456
9	交 際 費						
10	需 用 費	10,040		10,040	18,101		18,101
	食 糧 費	667		667	91		91
	その他の需用費	9,373		9,373	18,010		18,010
11	役 務 費	84,716		84,716	25,415		25,415
12	委 託 料	787,376	5,780	793,156	270,678	17,930	288,608
13	使用料及び賃借料	1,084,700	99	1,084,799	21,152		21,152
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費	7,156		7,156	36		36
18	負担金、補助及び交付金	133,610		133,610	987,353		987,353
19	扶 助 費						
20	貸 付 金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積 立 金						
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	2,119,649	6,000	2,125,649	2,118,019	17,930	2,135,949
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	38,605		38,605			
	地 方 債	23,000		23,000			
	そ の 他	118,941		118,941	10,184		10,184
	一 般 財 源	1,939,103	6,000	1,945,103	2,107,835	17,930	2,125,765

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費			7款 商工費		
		3項 徴税費			補正前	補正額	補正後
		2目 賦課徴収費					
		補正前	補正額	補正後			
1	報 酬						
2	給 料						
3	職 員 手 当 等						
4	共 済 費						
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費	113,689		113,689			
8	旅 費	1,542		1,542			
	費用弁償	92		92			
	普通旅費	1,000		1,000			
	特別旅費	450		450			
9	交 際 費						
10	需 用 費	10,536		10,536			
	食 糧 費	16		16			
	その他の需用費	10,520		10,520			
11	役 務 費	24,000		24,000	5,000		5,000
12	委 託 料	261,497	17,930	279,427	275,988	30,000	305,988
13	使用料 及び 賃借料	17,557		17,557	82,694		82,694
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費						
18	負担金、補助及び交付金	984,236		984,236	78,756		78,756
19	扶 助 費						
20	貸 付 金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資 及び 出 資 金						
24	積 立 金						
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
計		1,413,057	17,930	1,430,987	442,438	30,000	472,438
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金						
	地 方 債						
	そ の 他	4,944		4,944	14,023		14,023
	一 般 財 源	1,408,113	17,930	1,426,043	428,415	30,000	458,415

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

節	款 項 目	7款 商工費					
		3項 観光費					
		補正前	補正額	補正後	1目 観光費		
					補正前	補正額	補正後
1	報 酬						
2	給 料						
3	職 員 手 当 等						
4	共 済 費						
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費						
8	旅 費						
	費用弁償						
	普通旅費						
	特別旅費						
9	交 際 費						
10	需 用 費						
	食 糧 費						
	その他の需用費						
11	役 務 費	5,000		5,000	5,000		5,000
12	委 託 料	272,247	30,000	302,247	272,247	30,000	302,247
13	使用料 及び 賃借料						
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費						
18	負担金、補助及び交付金	56,104		56,104	56,104		56,104
19	扶 助 費						
20	貸 付 金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投 資 及 び 出 資 金						
24	積 立 金						
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	333,351	30,000	363,351	333,351	30,000	363,351
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金						
	地 方 債						
	そ の 他	5,000		5,000	5,000		5,000
	一 般 財 源	328,351	30,000	358,351	328,351	30,000	358,351

令和7年度 一般会計補正予算(第5号)歳入歳出事項別明細書(令和の改新戦略本部)

(単位:千円)

節	款 項 目	令和の改新戦略本部 合 計		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	101,257		101,257
2	給 料	740,124		740,124
3	職 員 手 当 等	445,311		445,311
4	共 済 費	278,475		278,475
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金			
7	報 償 費	261,499	20	261,519
8	旅 費	74,436	101	74,537
	費用弁償	5,292		5,292
	普通旅費	64,600		64,600
	特別旅費	4,544	101	4,645
9	交 際 費	1,100		1,100
10	需 用 費	197,694		197,694
	食 糧 費	4,844		4,844
	その他の需用費	192,850		192,850
11	役 務 費	269,901		269,901
12	委 託 料	1,622,651	53,710	1,676,361
13	使用料 及び 賃借料	1,273,037	99	1,273,136
14	工 事 請 負 費			
15	原 材 料 費			
16	公有財産購入費			
17	備 品 購 入 費	11,237		11,237
18	負担金、補助及び交付金	18,605,830		18,605,830
19	扶 助 費			
20	貸 付 金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料	11,514,868		11,514,868
23	投 資 及 び 出 資 金			
24	積 立 金	375,840		375,840
25	寄 付 金			
26	公 課 費			
27	繰 出 金	50,978,488		50,978,488
	予 備 費	150,000		150,000
	計	86,901,748	53,930	86,955,678
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	327,678		327,678
	地 方 債	23,000		23,000
	そ の 他	8,980,618		8,980,618
	一 般 財 源	77,570,452	53,930	77,624,382

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
								特 定 財 源			一般財源	
			千円	期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	千円	
令和8年全国知事会議 inとっとり開催事業費	総合統括課		15,000			令和8年度	15,000				15,000	委託業者選定・契約、物品購入、貸切バスの手配等

変更

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
								特 定 財 源			一般財源	
			千円	期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	千円	
令和7年度 税務システム運用事業	税務課	補正前	193,050			令和8年度	193,050				193,050	
		補正	94,930			令和8年度	94,930				94,930	税制改正等に伴い必要となる税務システムの改修
		補正後	287,980			令和8年度	287,980				287,980	

条
例
名
等

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 提出理由

法人県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することに鑑み、引き続き産業振興の財源の一部に充てるため、超過課税の特例期間の延長を行う。

2 超過課税について

法人県民税法人税割の標準税率は1.0%であるが、地方税法において、財政上その他の必要がある場合には、条例により制限税率2.0%までの範囲で超過税率を定めることが可能とされている。

・本県では、昭和52年に制度創設。当初から適用期間を5年間とし、直近の令和2年まで9回の延長を行っている。

・超過（上乘）税率、適用要件及び使途については、これまでに3度の見直しを実施している。

①上乘税率(H4.4～)：1.0%→0.8%

②適用要件(H9.4～)：法人税額400万円以下→1,000万円以下

③使途目的(H19.4～)：中小企業振興→産業振興

3 現行制度及び改正案の概要

法人県民税法人税割の税率を標準税率（1.0%）に0.8%上乘せする超過課税（適用対象から中小法人等を除く。）の適用期限を5年間延長し、令和13年3月31日（現行 令和8年3月31日）までに開始する事業年度とする。

区 分		現 行	改正後
税率の特例期間		令和8年3月31日 までに開始する 事業年度	令和13年3月31 日までに開始する 事業年度
特 例 期 間 中 の 法 人 税 割 の 税 率	中小法人等 （資本金の額が1億円以下で、 かつ法人税額が年1,000万円以下 の法人）	1.0%	1.0%（変更なし）
	中小法人等以外の法人	1.8%	1.8%（変更なし）

※ 資本金の額が1億円以下で、かつ、課税標準である法人税額が年1,000万円以下の法人は、担税力に配慮し、引き続き1.0%の標準税率を適用して負担の軽減を図る。

4 施行期日

施行期日は公布日とする。

<参考>

①対象法人及び税収実績（見込）額

〔超過課税対象法人〕

- ・約 1,500 社（全法人の約 1 割）
- ・対象法人のうちの約 1,100 社（対象法人の約 8 割）は県外に本店がある法人

〔税収実績（見込）額〕

（単位：億円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
県民税法人税割の税収	7.7	6.3	6.1	5.7	6.3
うち超過課税分	1.9	2.6	2.5	2.3	2.6

②本県の産業振興関連予算の推移

（単位：億円）

内 容	R1 ①	R6 ②	差 額 ③（②-①）	伸び率 ③/①	一般会計全体の 伸び率
産業振興関連予算額	170.1	220.7	50.6	29.7%	11.0%

※R1、R6 ともに最終予算額

③産業振興関連の主な事業

（単位：億円）

事業名	R6 決算
産業未来共創事業（産業成長応援補助金 等）	69.1
新型コロナ克服特別金融支援事業	22.2
（地独）鳥取県産業技術センター運営事業	8.9
小規模事業者等経営支援交付金	8.7
公益財団法人鳥取県産業振興機構運営事業	6.0
企業自立サポート事業（制度金融費）	3.1
職業訓練事業費	2.9
信用保証料負担軽減補助金	2.4
工業団地整備支援事業	2.1

④これまでの主な成果

- 自動車関連や食品製造等をはじめとした、ものづくり企業等の成長の後押しと企業誘致を進めており、産業未来共創事業により、研究開発から生産性向上、事業承継、経営革新及び成長投資までの企業の成長段階に応じて、一貫的にきめ細かく支援を行ってきた。
- リーマンショックや大手製造業の再編から回復基調にあったところに、コロナ禍が悪影響を及ぼしたが、成長投資や企業誘致、新たな成長産業の創出など、企業の成長につながる事業を実施し、回復・成長軌道への転換が進みつつある。

⑤全国における超過課税の実施状況（法人県民税法人税割）

全国的に、昭和 50 年代初めから超過課税を開始し、以後数年おきに延長している。

実施	静岡県を除く 46 都道府県（東京都及び大阪府は 2.0%、それ以外は 1.8%の超過税率を適用）
未実施	静岡県（ただし、法人事業税で超過課税を実施）

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（法人税割の税率） 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。			（法人税割の税率） 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		
法人税割		税率	法人税割		税率
略			略		
（2） <u>令和13年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8	（2） <u>令和8年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1
2～6 略			2～6 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件 名	議会の委任による専決処分の報告について （5）特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年 8 月 1 8 日専決）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本会議に報告する。 2 概要 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例中に引用する、山村振興法の条項等を改める。 3 施行期日 施行期日は公布の日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税） 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画（<u>以下この条において「特定山村振興計画」という。</u>）に記載された同条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、<u>特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域（山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。以下この条において同じ。）</u>内において当該特定山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業（同項第2号に規定する地域資源を活用する製造業をいう。第1号において同じ。）又は農林水産物等販売業（同条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。 （1） 地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。） 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超	（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税） 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、<u>山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）</u>を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。 （1） <u>山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域（山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。次号において同じ。）</u>において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）

える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円）以上のもの （2） 農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とするものに限る。） 500万円以上のもの	500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円）以上のもの （2） <u>山村振興法第14条に規定する</u>農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする<u>事業をいう。</u>） 500万円以上のもの
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。